

新品種・新技術活用型産地育成支援事業

【437（575）百万円】

対策のポイント

「強み」のある産地を育成するため、新品種や新技術を活用し、実需者、農業者、地方公共団体等が一体となって産地形成を行う取組を支援します。

<背景/課題>

- ・農業の競争力の強化を図るため、「日本再興戦略」において、新品種・新技術の開発・普及や知的財産の保護と積極的な活用により「強み」のある農畜産物の創出を進めることとされているところです。
- ・このため、「強み」のある産地形成に向け、実需者等と一体的に産地づくりを進める取組を促進するとともに、こうした取組の円滑化を図るため、新品種・新技術等の導入のネックとなっていた種苗供給体制の確立等を支援する必要があります。

政策目標

平成26年度から平成28年度までの3年間で新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出

<主な内容>

1. 産地ブランド候補の発掘

現在、有効活用されていない品種・技術や新たに開発された品種・技術等を活用して「強み」のある産地形成を図るため、品種・技術等の特性・有用性の分析評価・実証、実需者をはじめとした関係者のコーディネート等の取組を支援します。

補助率：定額

事業実施主体：都道府県、中間事業者

2. コンソーシアムによる「強み」のある産地の形成

実需者、農業者、普及指導員等が形成するコンソーシアムが、新品種等の生産技術の確立・普及、知財活用 にいたる産地化の取組を総合的に支援します。

補助率：定額

事業実施主体：協議会（都道府県、農業者、実需者等で構成）

3. 種苗等の早期供給体制の確立

実需者、農業者、普及指導員等が一体となって産地形成を行う取組の一環として必要となる新品種等の種苗を早期に供給するための体制づくりを支援します。

補助率：定額

事業実施主体：協議会、都道府県、農業者団体等

4. 人材の育成等、産地形成に向けた環境整備

「強み」のある産地形成も含め「攻めの農林水産業」の展開を図るため、産地指導者層やコーディネーターを育成する取組や拡大する加工・業務用向け需要に対応したサプライチェーンの構築実施を支援します。

補助率：定額、1/3
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：		
1の事業	生産局技術普及課	(03-3501-3769)
2の事業	生産局総務課生産推進室	(03-3502-5945)
3の事業	生産局穀物課	(03-6744-2108)
4の事業	生産局技術普及課	(03-3501-3769)
	生産局園芸作物課	(03-3502-5958)

新品種・新技術活用型産地育成支援事業

「強み」のある産地を育成するため、新品種・新技術等を活用し、実需者、農業者、地方公共団体等が一体となって産地形成を行う取組を支援します。

※「強み」とは、マーケットインの発想の下、実需・消費ニーズに適合し、適正に保護管理されているブランド

産地ブランド発掘事業

都道府県等による、有用な品種等の発掘評価（特性把握等）、産地・実需者とのコーディネート等を支援

種苗供給円滑化事業

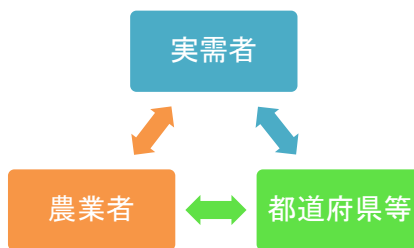
新品種等の種苗の早期安定供給を図るため、コンソーシアム等による、種苗生産の技術・検査ノウハウの習得、環境整備等を支援

地域コンソーシアム支援事業

関係者が一体となったコンソーシアムによる、栽培技術実証、ブランド保護研修等を支援

<産地育成プログラム>

- ・コンソーシアム構成
- ・1億円以上販売等成果目標



新品種・新技術活用環境整備事業

コーディネーター等育成のため、全国団体による、技術研修、情報交換等を支援

（関連事業）
農畜産業機械等リース支援事業
（新品種・新技術活用型）

コンソーシアム等による、産地化・種苗供給に必要な農業機械等のリース導入を支援

※ このほか、強い農業づくり交付金において、「強み優先枠」を設定し、積極的に支援

政策目標：今後3年間（26～28年度）に「強み」のある農畜産物を100以上創出